

月出小学校 学校生活向上委員会会則

第1条（名称）

本会は、月出小学校学校生活向上委員会と称し、事務局を熊本市立月出小学校に置く。

第2条（目的）

学校、家庭、児童が相互に連携し、学校生活をみんなが楽しく安全に過ごし、月出小学校がより良く向上・発展するための活動を行うことを目的とする。

第3条（会の構成）

本会は、前条の目的を達成するために、次の委員で構成する。

- 児童 企画委員会及び代表委員会
- 保護者 PTA会長、副会長
- 教師 教頭、生徒指導主事、特別活動主任、人権教育担当

第4条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校行事の見直し・新設・改善の協議
- (2) 「月出小生活のきまり」の見直し・改善の協議
- (3) 学校生活を活発化・より向上させるための諸活動についての協議

第5条（役員）

(1) 本会に次の役員を置く。

委員長1名 副委員長2名 議長1名 事務局長1名 広報担当者2名

(2) 役員には次のものがあたる。

- ① 委員長は、人権教育担当があたり、会を代表する。
- ② 副委員長は、企画委員長（児童）と教頭、及び保護者代表としてPTA会長があたる。
- ③ 議長は、特別活動主任があたり、会の司会進行は企画委員の児童が行う。
- ④ 事務局長は、生徒指導主事があたる。
- ⑤ 広報担当者は、PTA執行部及び教頭があたる。

(3) 役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

第6条（役員の職務）

- (1) 委員長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時にはその職務を代行する。
- (3) 議長は、委員会、運営委員会の司会進行にあたる。
- (4) 運営委員は、本会の企画・運営、臨時委員会開催の検討にあたる。
- (5) 事務局長は、庶務を担当する。
- (6) 広報担当者は、諸議会の内容や決定事項について記録し、児童・保護者へ報道する。

第7条（会合）

本会の会議は、定例学校生活向上委員会（以下定例委員会）、臨時委員会、学校生活向上

運営委員会とする。

- (1) 定例委員会は、年1回開催（原則として2月）し、委員長が招集する。アンケート調査結果等を協議・検討事項として話し合いを行い、合意した結果等については、校長へ提案をする。委員会は公開で行い、傍聴希望者は、委員長の許可を得て、傍聴することができる。委員会の委員は、互いに対等・平等の立場に立ち、各個人の発言の自由も保障される。
- (2) 臨時委員会は、緊急な協議事項が発生した場合に、運営委員会で協議・判断し、委員長が招集する。その他の事項については、定例委員会と同一とする。
- (3) 運営委員会は、委員長及び副委員長のどちらかが招集するものとし、委員会の企画や運営に関することなどを協議する。

第8条（意見収集の方法）

定例委員会の際は、原則として12月までに全児童、全保護者へアンケート調査を実施し、それを意見の資料として使用する。ただし、臨時委員会の時には、その限りではない。

第9条（会則の撤廃）

本会則の撤廃は、委員会の委員数の3分の2以上の賛成で行うことができる。

第10条（細則）

- (1) この会則に定めるものの他に、この会の運営や活動に必要な事項は、定例・臨時委員会で定めるものとする。
- (2) 本会の作成した提案については、校長は早急に結論を出す。その結論については、全児童・全保護者へ公表する。
- (3) 定例委員会で議題として取り上げる事項については、参加者の過半数の賛成によって決定する。
- (4) 一度、定例委員会で審議した内容、及び、議題案として挙がり前項(3)によって賛成を得られなかった内容については、次回は審議しない。（継続審議として決定された場合は除く）

附則 この会則は、令和3年12月14日から施行する。

附則 この会則は、その一部を改訂し、令和5年1月26日から施行する。